

～ 住友生命健康保険組合からのお知らせ ～

平素は健康保険組合の運営にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。
保険料の基礎となる標準報酬月額の設定については昨年8月にもお知らせしておりますが
あらためて以下のとおりお知らせいたします。

標準報酬月額の改定について

特例退職被保険者制度は、会社を退職された方に在籍中と変わらない健康増進事業や健保独自の保険給付を享受していただくために導入している制度です。

しかし、「医療費の増加」「高齢者医療制度への負担金」等で厳しい財政状況の中、現在も本制度を有する健康保険組合は、全国約1,400組合のうち60組合とごくわずかであり、ますますその負担は増加する見込みです。

平成28年4月には健康保険法が改定され、特例退職被保険者の健康保険料、介護保険料の基礎となる標準報酬月額の上限が引き上げられました。(ご参考：当組合の平成29年度上限額は34万円)

このような環境下において、当組合の財政状況も厳しいことも例外ではなく、制度の収支は赤字が継続していることから、**平成29年度の標準報酬月額を26万円に改定することといたします。** (ご参考：同制度を持つ60組合の平成28年度平均額は29万円)

皆さまにはご負担をおかけいたしますが、健康保険組合や特例退職被保険者制度を将来に向けて存続させるためにも、ご理解をお願いいたします。

【現在】

健康保険料 全員一律 月 18,000 円 = 標準報酬月額 20 万円 × 料率 9%
介護保険料 64 歳まで 月 2,800 円 = 同 × 料率 1.4%



【平成29年度】

健康保険料 全員一律 月 23,400 円 = **標準報酬月額 26 万円** × 料率 9%
介護保険料 64 歳まで 月 3,640 円 = 同 × 料率 1.4%

※年払い、半年払いなど、詳しい保険料については「健康保険ガイド」をご覧ください。

皆様におかれましては、特定健診や人間ドックで疾病を予防いただき、軽運動等を通じて健康にお過ごしいただくことが最上の喜びでございますが、医療機関を受診される場合はジェネリック医薬品の利用、適正受診等で医療費負担の軽減、ひいては健保財政の健全化にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。